

相生市障害者福祉長期計画（案）の意見募集について

「相生市障害者福祉長期計画（案）」を作成しましたので、相生市民意見提出制度（パブリックコメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する市民の皆さまのご意見を募集します。

お寄せいただいた意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正したときは、修正内容と理由をあわせて公表いたします。

計画策定の趣旨

「相生市障害者福祉長期計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく障害者計画及び障害者総合支援法第 88 条に基づく障害福祉計画並びに児童福祉法第 33 条の 20 に基づく障害児福祉計画を一体的な計画として策定するものです。

計画策定にあたっては、「相生市総合計画」及び「相生市地域福祉計画」を上位計画とし、「相生市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「相生市子ども・子育て支援事業計画」、「相生市健康増進計画」等の保健福祉分野における関連計画や教育・雇用・人権・まちづくり等、関連分野における施策・計画との連携を図りながら推進します。

意見提出ができる方

- ・相生市に住所、事務所又は事業所のある方
- ・相生市に通勤、通学されている方
- ・相生市に納税義務のある方
- ・この推進計画に利害関係がある方

意見の提出期限

平成30年2月16日（金）まで
郵送の場合は、当日消印有効

意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。
様式は自由であります。氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

（1）郵送

〒678-0031

相生市旭一丁目6番28号 相生市健康福祉部社会福祉課障害福祉係

（2）ファクシミリ 0791-23-4596

（3）電子メール shogaifukushi@city.aioi.lg.jp

※ 氏名及び住所を忘れず明記してください。

案の入手方法

相生市ホームページ上、市役所の公文書公開コーナーまたは社会福祉課で閲覧・入手できます。

その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。また、お寄せいただいたご意見に対し、直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

お問合せ先

相生市健康福祉部社会福祉課障害福祉係 TEL0791-22-7167